

2 申告所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

(1) この章は、平成16年1月1日から12月31日までの間の所得について、平成17年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人の課税の事績を、全数調査又は標本調査の方法で調査・集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。

(2) 各所得者の区分は次のとおりである。

| | | |
|--------|--------|-------------------------------|
| 事所得業者 | 営業等所得者 | 事業所得のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう。 |
| | 農業所得者 | 事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。 |
| その他所得者 | | 事業所得者以外の者をいう。 |

(注) 「事業所得者」とは、事業所得だけを有する者はもちろん事業所得と事業以外の各種の所得を併有する場合には、事業所得の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。

2 統計表の収録一覧

| 統計表 | 分類方法 | 調査項目 | | | 調査方法 |
|-------------------|-----------|------|------|--------------------|------|
| | | 人員 | 所得金額 | 又は申告納税額 軽減・免除税額 | |
| 2-1 課税状況 | | | | | |
| (1) 申告及び処理の状況 | 処理区分、所得者別 | ○ | ○ | ○ | 全数調査 |
| (2) 既往年分の課税状況 | 処理区分別 | ○ | ○ | ○ | 〃 |
| (3) 減免状況 | 〃 | ○ | ○ | ○ | 〃 |
| (4) 税務署別課税状況 | 所得者別 | ○ | ○ | ○ | 〃 |
| 2-2 所得階級別人員 | | | | | |
| (1) 所得者別人員 | 所得者所得階級別 | ○ | | | 全数調査 |
| (2) 税務署別人員 | 〃 | ○ | | | 〃 |
| イ 合計 | | | | | |
| ロ 営業等所得者 | | | | | |
| ハ 農業所得者 | | | | | |
| ニ その他所得者 | | | | | |
| 2-3 青色申告者 | | | | | |
| (1) 所得階級別人員 | 所得者所得階級別 | ○ | | | 全数調査 |
| (2) 青色申告制度の現状 | | | | | |
| イ 青色申告の普及状況 | 年次別 | ○ | | | 全数調査 |
| ロ 青色申告会の現況（営業等） | 県別、申告会数等 | ○ | | | 〃 |
| ハ 日本税務協会による継続記帳指導 | 県別、指導別 | ○ | | | 〃 |
| 2-4 所得種類別 | 所得種類別 | ○ | ○ | | 全数調査 |

申告所得税

支払保険料×1/4 に 25,000 円を加えた金額

3 申告所得税の一般の税率等(課税所得金額又は課税退職所得に対して)

| 課税される所得金額 | 税率 | 控除額 |
|-------------------|-----|-------|
| 330万円未満 | 10% | -円 |
| 330万円以上 900万円未満 | 20% | 33万円 |
| 900万円以上 1,800万円未満 | 30% | 123万円 |
| 1,800万円以上 | 37% | 249万円 |

4 申告所得税の主な諸控除等

(1) 所得控除

- イ 基礎控除380,000円
- ロ 配偶者控除次の表で求めた金額

| | 同居特別障害者である場合 | 左記以外の者 |
|------------|--------------|----------|
| 一般の控除対象配偶者 | 730,000円 | 380,000円 |
| 老人控除対象配偶者 | 830,000円 | 480,000円 |

- ハ 配偶者特別控除380,000円(最高)
- ニ 扶養控除次の表で求めた金額

| | 同居特別障害者である場合 | 左記以外の者 | |
|---------|--------------|----------|----------|
| 一般の扶養親族 | 730,000円 | 380,000円 | |
| 特定扶養親族 | 980,000円 | 630,000円 | |
| 老人扶養親族 | 同居老親等以外の者 | 830,000円 | 480,000円 |
| | 同居老親等 | 930,000円 | 580,000円 |

- ホ 雑損控除 ...災害等の損失額から総所得金額等の10%を差し引いた金額と災害関連支出の金額から5万円を差し引いた金額とのいずれか多い方の金額
- ヘ 医療費控除 ...支払った医療費から100,000円と総所得金額等の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額(最高200万円)
- ト 生命保険料控除 ...支払った生命保険料を次の(イ)及び(ロ)の区分により、計算した金額の合計額

- (イ)一般の生命保険料(最高50,000円)
 - A 25,000円以下の場合
全額
 - B 25,000円を超え50,000円以下の場合
支払保険料×1/2に12,500円を加えた金額
 - C 50,000円を超え100,000円以下の場合

- D 100,000円を超える場合
一律に50,000円

(ロ)個人年金保険料(最高50,000円)

計算方法は前記(イ)と同様である。

- チ 社会保険料控除 ...支払った社会保険料の全額
- リ 損害保険料控除 ...支払った損害保険料を次の(イ)、(ロ)及び(ハ)の区分により、計算した金額

(イ)長期契約のみの場合(最高15,000円)
10,000円以下は全額。10,000円超は、支払保険料の金額の1/2と5,000円の合計

(ロ)短期契約のみの場合(最高3,000円)
2,000円以下は全額。2,000円超は、支払保険料の金額の1/2と1,000円の合計

(ハ)(イ)と(ロ)がある場合
(イ)と(ロ)の合計で最高15,000円。

- ヌ 小規模企業共済等掛金控除 ...小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の支払金額の全額

- ル 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ...
270,000円
ただし、特別障害者の場合400,000円
特定の寡婦の場合350,000円

- ヲ 高齢者控除500,000円
- ワ 寄付金控除 ...特定寄付金の額と「総所得金額等の25%相当額」とのいずれか少ない方の金額のうち10,000円を超える部分の金額

(2) 税額控除

- イ 配当控除...原則として、利益の配当等に係る配当所得の金額の10%と、私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額の5%との合計額(課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当については、は5%、は2.5%)。ただし、35%の税率による源泉分離課税や確定申告しないことを選択した配当所得は配当控除の対象とならない。
- ロ 外国税額控除次の税額を限度とする。

$$\text{所得税の額} \times \frac{\text{国外所得総額}}{\text{所得総額}}$$

八 住宅借入金（取得）等特別控除 ...次のとおり

(イ) 平成 13 年 7 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合（住宅借入金等特別控除）

（居住の用に供した年（1 年目）から 10 年目までの各年）

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高 5,000 万円)} \end{array} \right] \times 1\% \dots\dots\dots \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(ロ) 平成 11 年 1 月 1 日から平成 13 年 6 月 30 日までの間に居住の用に供した場合(住宅借入金等特別控除)

A 居住の用に供した年(1 年目)から 6 年目までの各年

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高 5,000 万円)} \end{array} \right] \times 1\% \dots\dots\dots \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

B 7 年目から 11 年目までの各年

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高 5,000 万円)} \end{array} \right] \times 0.75\% \dots\dots\dots \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

C 12 年目から 15 年目までの各年

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高 5,000 万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% \dots\dots\dots \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(ハ) 平成 11 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に居住の用に供した場合に、選択により、(ロ)に代えて行うことができる「経過措置の計算方法」(住宅借入金等特別控除)又は、平成 10 年中に居住の用に供した場合(住宅取得等特別控除)

A 居住の用に供した年(1 年目)から 3 年目までの各年

(A) 住宅借入金等の年末残高の合計額が 1,000 万円以下のとき

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 2\% \dots\dots\dots \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(B) 住宅借入金等の年末残高の合計額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下のとき

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%+10 \text{ 万円} \dots\dots\dots \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(C) 住宅借入金等の年末残高の合計額が 2,000 万円を超えるとき

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高 3,000 万円)} \end{array} \right] \times 0.5\%+20 \text{ 万円} \dots\dots\dots \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

B 4 年目から 6 年目までの各年

(A) 住宅借入金等の年末残高の合計額が 2,000 万円以下のとき

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\% \dots\dots\dots \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(B) 住宅借入金等の年末残高の合計額が 2,000 万円を超えるとき

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高 3,000 万円)} \end{array} \right] \times 0.5\%+10 \text{ 万円} \dots\dots\dots \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(二) 阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合に、選択により、(イ)、(ロ)又は(ハ)の に代えて居住の用に供した年以後 6 年間の各年について行うことができる計算方法(住宅借入金等特別控除・住宅取得等特別控除)

A 住宅借入金等の年末残高の合計額が 1,000 万円以下のとき

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 2\% \dots\dots\dots \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

B 住宅借入金等の年末残高の合計額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下のとき

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%+10 \text{ 万円} \dots\dots\dots \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

C 住宅借入金等の年末残高の合計額が 2,000 万円を超えるとき

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高 3,000 万円)} \end{array} \right] \times 0.5\%+20 \text{ 万円} \dots\dots\dots \left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

二 政党等寄付金特別控除 ...次の(イ)と(ロ)のいずれか少ない方の金額

$$\left[\begin{array}{l} 100 \text{ 円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(イ)

$$\left[\begin{array}{l} \text{政党等に対する} \\ \text{寄付金の支払金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} 1 \text{ 万円}-\text{「特定寄付金の支払額} \\ \text{」} \\ \text{(赤字のときは 0)} \end{array} \right] \times 30\%$$

(ロ) 所得税額の 25%

(3) 平成 16 年分定率減税額

次のイ又はロのいずれか少ない方の金額

イ 定率減税前の所得税額の 20%

ロ 25 万円